

というようなときに、やはり条例等についても、これはもう少し慎重にやっていただきたいと。やはり全国の公共団体、自治体では産業振興、改革、育成というのは急務になっています、市長。

さきの決算報告にありましたように、国保税の滞納問題、そういったものもすべて経済が円滑にいかなければ自治体の運営も衰退していくというふうには私は思いますので、やはりこの基金を廃止するというようなことよりも、もう少し流用できるところを検討していただきたいというふうに思っています、時間も来ましたので、ひとつ、またいろんなところで質問させていただきたいというふうに思います。終わります。

○町田義昭議長　ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時とします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○町田義昭議長　休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

市政一般に関する質問を続行いたします。

蒲生吉夫議員の質問

○町田義昭議長　順位3番、議席番号17番、蒲生吉夫議員。

(17番蒲生吉夫議員登壇)

○17番 蒲生吉夫議員　通告してあります2件について、順次ご質問を申し上げたいと思います。

各種団体に対する協力金や会費などの名目での寄附について。

年度の変わり目であります3月から6月ころは、地域のさまざま団体の総会のシーズンであり、私たち議員にも案内がありますので、都合のつく限り出席をしています。その都度、総会資料をいただきますので目を通しますが、地区的に見ていきますと西根地区は特に多い地区なのかもしれません。

小中学校の入学式、児童センターの卒園、入園などを除いて、西根地区的に会合の案内を拾ってみました。西根地区長会通常総会、西根ときめきスポーツクラブ総会、大明神ザクラ保存会総会、西根交通確保対策協議会総会、西根地区環境促進協議会総会、古代の丘管理運営協議会総会、西根地区教育振興会総会、西根地区戦没者慰霊祭、白山森スキー場運営委員会総会、長者屋敷遺跡保存会総会、縄文太鼓愛護会総会などでありました。

そのほか西根地区は大字単位で区制をとっていますので総会があり、市内のどこの地区も総会があると思います。ちなみに1世帯当たり今年度の区の会費は9,000円、地区の会費は1万1,000円ですが、そのうち約半額の5,470円は各種団体に対する協力金が占めています。

内訳を見ていきます。西根地区内にある団体、支部など協力金としていつているのではないかとと思われるものから先に申し上げます。消防協力金500円、交通安全協会費500円、防犯協会費150円、西根地区環境促進協議会費600円、西根地区長会協力費300円、西根地区公民館事業協力費1,000円、西根ときめきスポーツクラブ協力金300円、敬老会費300円、これは地区の中です。西根地区教育振興会費1,000円、地区外の団体は社会福祉協議会費700円、交通安全母の会会費120円などになっております。

本来「会費」と呼ばれているものであるなら、本人が入会の意思があつて入るのであれば何ら問題はないのですが、地区に対して隣組長をして会費を集めるよう文書が来ます。毎年のこと

なので、まとめて地区費としているのだと思います。ある地区では、花火大会協力金も地区費の中に入れて集めているとのこともお聞きをいたしました。税金などとは違って所得、世帯人数など関係なく1世帯ごとの会費となっていますので、とても重く感じている人も多くなってきたようです。地域の役員の方からは、「協力金や会費と呼ばれているものを事業仕分けする必要があるのではないか」との声が聞かれるようになりました。とはいっても、地区内の団体については、その地区の中で考えるべき事項ですから、そちらで検討を願うこととし通告しております市全体にかかわる任意団体の行っている4点の協力費や会費などについてお聞きしたいと思います。

最初に、ながい水まつり「最上川花火大会」協力金について市長にお聞きいたします。

第17回ながい水まつり「最上川花火大会」は多くの市民に楽しんでいただき成功裏に終了したのだと思います。あやめ公園開園100周年であり、長井ダム完成予定であることなども含めてお祝い続きの年であります。私は自宅に客もあり会場には行けませんでした。音と光の時差を気にしなければいいかなと思い、自宅前で半分くらい拝見をしました。煙もほどよく流れてくれて大変よかったと思います。

しかし、花火大会の寄附に対して市民の意見はさまざまです。「こんなに不況なのに寄附集めも大変。休んでもよいのではないか」という意見、「ことしぐらい頑張るやれ」という意見、「市民からの寄附集め、もう少し強制力を持たせてもらわないと集めにくい」というようなこと、「見に行けないから」とやんわり断る人、先ほど触れましたように地区費に抱き合わせで集めているところなど、終わってからいろいろな意見が聞こえてきました。こういった意見は、日ごろから疑問に思っていることをそのまま言葉にしたのだと思います。

花火大会の寄附については、実行委員会を組織してやっていることなので市と直接かかわりはない団体が寄附を集めているとの認識でおられるかもしれませんが、私はそうは思いません。確かに実行委員長は長井市観光協会会長で、副実行委員長は長井市地区長連合会会長がなっております。しかし、そういった役員になっているからといって、地域に自主的に組織された地区長に市が委嘱状を交付しているとはいえ、隣組長を使って寄附を集めてよいとはならないように思えますがいかがでしょうか。お聞かせ願いたいと思います。

次の長井市社会福祉協議会会費について福祉事務所長にお聞きいたします。

平成22年度社会福祉協議会会費取りまとめ方協力依頼について、平成22年7月15日に社会福祉協議会会長、長谷部宇一さんの名前で、各隣組長様との文書が発行されています。

その記述には、1、別添、社会福祉協議会だよりを貴隣組各世帯に配布していただくとともに、本年度の会費700円の集金をお願いします。その際、お手数でも納付書、領収書の取り扱い欄に隣組長さんの認め印を押印し領収書をお渡しください。また、納付書と集金した会費は7月31日までお届けくださるようお願いいたします。納付書の住所、世帯主名は平成22年6月29日現在のものです。2、その他不明な点がありましたら社会福祉協議会事務局、老人福祉センター内、電話88-3711までお問い合わせくださいというものでありますが、幾つか疑問があります。不明な点は隣組長が社会福祉協議会に直接問い合わせをすればよいことになっているのですが、行政が関係しないでこの納付書並びに領収書を発行できるはずがないと考えましたので、所管する福祉事務所長、その中身についてお聞かせを願いたいと思います。

所管するという言い方は余り正確ではありませんが、社会福祉協議会の理事、監事、評議員

の組織が1号委員から6号委員までに分かれています。社会福祉法人という民間団体ですから、行政的につくりそうな組織形態になっております。理事が15名、評議員がその倍以上必要なので31名となっております。福祉事務所長と健康課長は第4号委員の社会福祉関係行政機関からとなっておりまして、常務理事になっているので小泉福祉事務所長にお聞きいたします。

最初に、社会福祉法人という民間団体が、全世帯を会員目標として自主的に納入した人だけが会員になるのだと思いますが、いかがでありますでしょうか。

2番目に、全世帯と呼ぶ場合、1人1世帯となっている養護老人ホームや特別養護老人ホームの場合、全員が会員になっていると考えられますが、そうであるなら施設の職員がその手続をしているのでしょうか。

3番目に、市内約9,500世帯から集まった会費の使われ方は、社会福祉法人の運営費、事業費に入って個別の目的に使われるのではないかと考えられますが、いかがでしょうか。

私の地区においては、地区長も隣組長も集金が大変なこともあって地区費として集めた中から支払っていますので、本人の入会意思とは関係なく全員が支払っています。こういうことはいかがなものでしょうか。

5番目に、会費を集めていただいたお礼としてかどうかわかりませんが、手数料かもしれません。支払われるなどということもお聞きしましたが、この会費のことかどうかはちょっと確認していません。どのように扱っているのか、お聞かせ願いたいと思います。

3番目の日赤社費の納入について福祉事務所長にお伺いいたします。

これも同じように700円なんですけど、協力お願いの文書を読みますと、県の段階では日本赤十字山形県支部長、吉村美栄子さんの名前で納付書と領収書がつけられていますが、隣組長に

は日赤長井市地区長、長井市長、内谷重治の名前で来ていまして、納付書と領収書の住所、世帯主名は平成22年5月17日現在のものであること、納付書には隣組長の認め印を押し、6月30日まで地区長さんに届けるようにということや、不明な点は日赤長井市地区事務局の長井市福祉事務所子育て支援室にお問い合わせくださいとこのことようです。

そこで先ほどと同じようにお聞きいたします。

1、日赤長井市地区の事務局は、長井市福祉事務所子育て支援室にあるようですが、日赤の組織活動の実態はどのようになっているのでしょうか。活動費は社費として集金した金額などに応じて日赤長井市地区に配られるのでありますでしょうか。

2番目に、本人の意思表示ができない人もいるわけですが、福祉施設などに入所している方からも社員になっていただいているのでしょうか。

3番目に、昭和27年に日本赤十字法によって設立されたとはいえ、「赤十字やまがた」というパンフレットを見ていきますと、国際救済活動や奉仕団活動を除けばほとんど公的機関がすべき事業だと考えられ、市民、県民から社費として会費を集めて運営しなければならない理由はないのではないかと考えますが、いかがでありますでしょうか。

4番目に入ります。長井市交通安全母の会の会費について。

正確には、長井市交通安全母の会会費100円及び交通遺児募金20円という今日の貨幣価値から考えるとつつましい会費と募金だと思います。これも小額なので地区費の中に集めて集金していますので、わざわざ個別に集金しなくて済むわけで手間が省けますが、名前と遺児募金額を書き込む用紙には、担当者が1人で全員の名前を書いて出しているのかもしれませんが。また隣組回覧として回しても、この用紙で集められる

+

とは考えられません。この協力のお願ひ書は、母の会会長と市民課長の連名で発行したものですから、市が寄附を集めている文章そのものだと思います。文章では、市内全世帯の女性（母親）を会員として、交通安全は家庭から、交通事故防止に係る各種事業や交通事故で親などを失った子供（交通遺児）、交通遺児激励金交付事業を実施しています。

そこで市民課長にお聞きいたしますが、1、市民で過去10年程度の中で、交通遺児として受け取った実績をお聞かせ願ひたいと思います。

2番目に、交通安全協会とは事業が重複しないのでしょうか。

3番目に、私の地区は地区費に含めて集めていますから、女性や母がいなくても会費を納めています。どういった集め方をしておられるのか、年間納入世帯数はどの程度になっていますか。個別には領収書を発行しないで会費を集めています。会員の管理はどうなっているのでしょうか、お聞かせ願ひたいと思います。

次に、市民の個人情報の取り扱いについて、住民記録マスターの管理者であります市民課長にお聞かせ願ひたいと思います。

社会福祉協議会の会費と日赤社費の納付書、領収書について、この会費、社費を集めるのに使ったデータは、市でしか持ち得ないデータだと思います。私の納付書、領収書に書かれているものを読み上げます。

先に社協の方から、住所、世帯主氏名は省略をします。地区コードは312、隣組0番、世帯コード、個人コード、1本線があつてあいてますので、その後が6459です。日赤については、なぜか個人コードの後ろの枠に書いてある部分が6568となっているだけでほかはすべて同じであります。

このようなデータは、長井市電算業務管理運営規程によりますと、住民記録マスターのファ

イルを使ったものだと考えたのですが、どうでしょうか。そうであるなら、ファイルの管理者は市民課長になっているわけですから、どのような規定に基づき、どのような手順で、どこにデータが貸し出され、印字されたかについてお聞かせを願ひたいと思います。

社協と日赤の納付書、領収書について、住所、世帯主氏名、地区コード、世帯コード、個人コードが入っていますので、個人情報そのものを民間団体に提供していると私は考えております。長井市個人情報保護条例に基づく長井市情報公開・個人情報保護審査会などに諮った上での情報の提供だと思いますが、どの条項に基づき情報が提供され、個人の制限に抵触するものはないと考えますか、どうかであります。

この情報の使われ方は、納付書、領収書が裸のまま地区長に配布され、それが隣組長に配布され、個人宅に配布されるという手順を踏みます。個人情報が裸のまま動き回ることを想定できなかったのでありましょか、お聞かせ願ひたいと思います。

次の項に移ります。2番目の公契約条例の制定についてお伺ひいたします。

新しい言葉のようですが、そうではありません。1949年にILO総会で採択された公契約における労働条項に関する条約第94号は、人件費が公契約に入札する企業間で競争の材料にされている現状を一扫するため、すべての入札に特定の基準を守ることを義務づけるなどで、住民の税金を使う公共事業で企業は労働者に人間らしい労働条件を保障するべきであり、発注者である公的機関はそれを確保する責任を負っているという考え方のようです。しかし、日本政府はこの条約を批准していないことをつけ加えたいと思います。以下、項目に沿って質問したいと思います。

1番目、野田市の先進事例に学ぶべきと書きましたが、全国で初めて制定した条例でありま

す。前文と目的について紹介します。

野田市公契約条例、平成21年9月30日、野田市条例第25号。地方公共団体の入札は、一般競争入札の拡大や総合評価方式の採用などの改革が進められてきましたが、一方で低入札価格の問題によって下請の事業者や業務に従事する労働者にしわ寄せがされ、労働者の賃金の低下を招く状況になっております。このような状況を改善し、公平かつ適正な入札を通じて豊かな地域社会の実現と労働者の適正な労働条件が確保されることは、一つの自治体で解決できるものではなく、国が公契約に関する法律の整備の重要性を認識し、速やかに必要な措置を講ずることが不可欠である。本市は、このような状況をただ見過ごすことなく、先導的にこの問題に取り組んでいくことで、地方公共団体の締結する契約が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することができるよう貢献したいと思う。この決意のもとに公契約に関する業務の質の確保及び公契約の社会的な価値の向上を図るため、この条例を制定する。

目的。第1条、この条例は、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保することにより、当該業務の質の確保及び公契約の社会的価値の向上を図り、もって市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とするといったように、崇高な理念のもと、野田市議会は全会一致で可決したようであります。

5期目に入った根本崇野田市長は、公契約条例に取り組むきっかけを次のように言っております。

1、93年のゼネコン汚職以降、指名競争入札から一般競争入札へ流れが加速した。談合の防止には一定の効果があつた。一方、過度のダンピング競争で低入札という弊害から安かろう、悪かろうが広がった。

2、悪かろうについては国も危機感を持ち、

2005年、公共工事の品質確保の促進に関する法律を制定して、入札に当たっては価格以外の要素も考慮する総合評価方式の導入を打ち出したが、価格を下げるには材料を落とすか人件費を下げるしかないが、勢いそのツケが労働者の賃金や下請業者の発注金額にしわ寄せされた。

3、極端な低価格入札が公共サービスの質の低下、安全性の軽視につながるのか、働く人の生活は成り立つのか、官製ワーキングプアをつくり出すことには好ましくないといったようなことのようにあります。

しかし、上位法がない中で条例制定作業は大変なことで、憲法、最低賃金法、地方財政法、自治法、民法、独禁法など法律の専門家を交えて検討した上で条例化に問題はないと判断し、制定作業に入ったとしています。さらに国会質問主意書に対する答弁書をいただき、「公契約条例に最低賃金規定は可能」との答えだったようであります。このように膨大な時間と労力を費やして制定された条例に学ぶべきだと思います。

野田市は、野田市に合った条例を制定したのだと思います。このような条例をベースに長井市に合った条例制定を検討してはいかがでしょうか。市長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

2番目に、市の契約のあり方を考えるについて市長にお聞かせ願いたいと思います。

5月17日に開催された臨時議会において長井小学校第3校舎耐震補強・附帯改修工事（建築工事）請負契約の締結についての議案質疑の中で電気設備工事の件について、さまざまな角度から質疑がされましたが、1級電気施工管理技術者またはこれ以上の資格を有することとなって、結果は1社のみが入札で決定したということだったと思います。仮に2級電気施工管理技術者でも同じ工事ができるとしても決められた国家資格が必要と判断した場合は、有資格者で

+

あるところと契約するしか方法がないのだと思います。その場合、小さな工事の会社が多い周辺地域では教育、訓練、資格の取得などを得て有資格者を抱えるというのは、コストがかかるということだと考えられます。特に高度成長時代をリードしてきた戦後生まれ世代の退職により技術的な継承が危ぶまれております。野田市の公契約条例が制定されたとき、中小企業の経営者の方たちは、低価格で低賃金を続けていたら技術者が育たなくなってしまう、現在の生活を支えるだけでなく、地域や産業の将来を考えたとき、重要な政策だと考えられたそうであります。

入札のあり方と入札価格だけでなく、総合評価一般競争入札の方式も視野に入れて検討することが必要だと思います。見解をお聞かせいたします。

3番目の定時補助職員賃金の改善についてお聞かせ願います。

先日、総務課長からいただいた資料によりますと、緊急雇用なども含めた定時補助職員の総数は8月18日現在で101人ということでございますが、この中には何年も継続して雇用されている人、福祉事務所所管で児童センターなど絶対数が不足して雇用されている人、折からの不況で職を失った人、定年退職したが再就職をした人、さまざまだと思います。中には定時補助職員という補助的な仕事だけでなく正職員と同等の責任と仕事量もこなしている人もいると考えられます。しかし、いずれも高卒初任給に満たない賃金になっているのではないのでしょうか。かつて事務管理公社として構成されていた、例えば地区公民館職員などは上限を定めているものの、年を追うごとに上がっていくようですし、指定管理者になってからもそれなりに労賃として見積もられております。致芳児童センターも指定管理者に移行しましたが、人件費の部分は配置される人によって見積額に差異が出てくる

ので、3月に調整することになっています。

このように考えてきますと、定時補助職員賃金は「官製ワーキングプア」とも呼ばなくもない実態だと考えられます。現状どうなっているか、総務課長にお聞かせ願いたいと思います。

最後に、野田市公契約条例第6条、適用労働者の賃金の第2項において、「工事または製造以外の請負の契約、野田市の一般職の職員の給与に関する条例別表第1の2の3の項1級の欄に定める額」としていまして、現業の用務員高卒初任給掛ける地域手当3%で時給換算をすると、828円のようなようです。長井市の定時補助職員賃金も何かを下敷きにして改善していくことを検討願いたいと思いますが、市長の見解をお聞かせ願ひ、壇上からの質問といたしたいと思ひます。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○町田義昭議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 蒲生吉夫議員のご質問にお答えいたします。

まず最初の各種団体に対する協力金や会費などの名目での寄附についてということで私から（1）のながい水まつり「最上川花火大会」協力金についてご答弁申し上げます。

蒲生吉夫議員からもご指摘ありましたようにこのながい水まつり最上川花火大会については、観光協会会長を実行委員長として、また、地区長連合会会長を副実行委員長として開催しているものでございます。市からの委託料は基本的に日中に開催されます水まつりの部分に委託しているものであり、花火大会については全く委託としてはお願いしていないという部分でございますので、この点をご理解いただきたいというふうに思ひます。ただし、昨年の経済不況の中にありまして、協会としても実施か休止かで議論をされたそうでございますが、こうしたときだからこそ、花火を上げて元気になってもらおうということから、昨年度は6月定例議会で

議会の皆様からご判断をいただいて補助金を交付したところをございました。

ことは市民協力が378万1,800円、前年度から比べますと、4万円ほど少なくなっておりますが、事業所協賛金が258社から632万424円、昨年度は239社609万6,474円でございますので、事業所協賛金については23万円ほどふえてるということでございますけれども、合計で1,010万2,224円ということでございます。厳しい経済環境状況の中で特に協賛事業所数及び協賛金が昨年度より増加しておりますのは、実行委員の皆様方の努力、そして市民各位のご理解、観光協会理事各位の努力のたまものというふうに考えております。花火大会は観光協会が実施するものでございまして、特に若い人たちがたくさん集まるイベントでございます。市といたしましては、市民の総意として事業が継続されていくことを期待しているものでございます。

議員からご指摘ありました隣組長を使ってお金を集めていいのかということでございますが、これは実行委員会の中に地区長連合会の会長さんが入っておられまして、地区長連合会の中の判断として地区長会の組織、隣組長でそういった募金をお願いするということになったのではないかというふうに想定されます。これは市からの依頼ではございませんので、あくまでも地区長連合会での問題ではないのかなというふうに思っておりますので、これについては、ぜひ地区長連合会の方にご確認をお願いしたいというふうに思います。市の方から、それはいいのかとかということをお願いすることではないのかなというふうに思います。なお、この辺については経緯について今回は確認しておりませんが、市としても経緯なども今後お聞かせいただくような機会を設けて、そういうふうに思っております。

次に、私の方からは大きな項目の2の公契約条例の制定についてお答え申し上げます。

議員の方からは野田市の先進事例に学ぶべきではないかと、長井市としても公契約条例の制定の考えはないかということでございますが、蒲生吉夫議員仰せのとおり、千葉県野田市の公契約条例は現状の入札制度の状況下で低価格競争による賃金の低下が指摘される中、最低賃金法で定める最低額以上の賃金を確保することで労働者の質の低下を防ぎ、業務の質を確保するとともに過度な安売り競争の防止がねらいであるというふうに理解しております。

長井市では、平成20年7月1日から250万円を超える建設工事は条件つき一般競争入札を採用しており、予定価格を事前に公表しておりますが、落札率は95%程度であり、この数値は決して安過ぎるものではなく妥当と言える数値だと思っております。また、低価格については長井市低入札価格調査制度を設けておりまして、安過ぎる入札額はチェックが入り、不当に安過ぎる入札は落札しないとなる仕組みになっております。

公契約条例につきましては、昨年、全国で初めて野田市が制定いたしました。山形県内ではまだこの市町村も制定されておらず、県はもちろんでございますが、長井市ではただいま申し上げましたように低価格競争の様相も見受けられませんかから、しばらく県内の状況を見届けたいと思います。

しかし、ことしの冬の長井白鷹建設組合の懇談会などの中で「長井市としても公契約条例の制定について、ぜひ前向きに取り組んでいただきたい」という要望も寄せられておりますので、今後、県内の状況あるいは全国の状況をしっかりと注視し、必要に応じて検討していく課題だというふうに思っております。

市の契約のあり方でございますが、まず、地方公共団体の発注する契約を競争入札で行う場合の契約の相手方は地方自治法第234条第3項によりまして、最低の価格をもって申し込みを

+

したものとする、いわゆる「最低価格自動落札方式」として定められております。したがって、一般的には標準的な設計や施工方法を用いて一番安い価格を提案したものを落札者としております。

しかしながら、地方自治法施行令第167条10の2において、価格その他の条件が地方公共団体にとって最も有利なものをもって申し込みした者を契約の相手方とすることができる旨の規定がございまして、価格以外の要素も含めて評価し、落札者を決定することもできます。このことから建設工事においては品質を高めるため、新しい技術やノウハウ、工期、機能、安全性といった要素も含めて評価し、落札者を決定する総合評価落札方式や、高度な技術提案などを受けて行う入札時バリュー・エンジニアリング方式、設計施工一括発注方式などの方法を用い、契約を行っている条例が全国的に見受けられます。また、業務の委託先を選定する際に単に価格の安さだけで選んだのでは、期待した結果が得られないことが想定されますので、複数のものに目的物に対する企画を提案いただき、その中からすぐれた提案を行ったものを選定するプロポーザル方式については、本市においても業務委託の一部について、この方式を採用しております。長井市における建設工事については品質確保のため、入札条件に一定以上の技術者の配置などを求め、施工能力の劣る業者や不誠実な業者を排除することや過当競争、ダンピングの発生による品質低下を招かないなどを目的として平成20年7月から条件つき一般競争入札制度を導入いたしました。

議員からご質問ありました価格面だけで業者が決定されるような競争入札は、見直しをしていくべきではないかということですが、建設工事においては特殊な技術提案や技術的能力などが必要な案件は想定されておりませんので、新たな方式での競争入札によらず、現在行

っております条件つき一般競争入札において技術者や有資格者の配置などを条件として適切に付すことにより、より一層の品質確保を行ってまいりたい所存でございます。なお、特殊な技術提案や技術的能力などが必要な工事が実施される場合、総合評価落札方式などの競争入札についても検討してまいりたいと思います。

最後に、定時補助職員等賃金の改善ということでございますが、長井市始め自治体の定時補助職員が低価格の賃金で雇用されているということから、いわゆる「官製ワーキングプア」などとやゆされたことも記憶に新しいわけですが、長井市としては少しでもやはりそういった低賃金を改善しなきゃいけないということで、昨年、時給の方を1割までは行きませんが、上げさせていただいたところでございますが、私も4年前の市長選のときには「時給1,000円を目指すべきだ」ということを申し上げておまして、それも公約の一つというふうに考えておりますので、市役所についてもある程度時間をかけないといけないと思いますが、やはり1,000円あたりを目標にして将来的に官製ワーキングプアと言われないうように思っております。

私の方からは以上です。

○町田義昭議長 宇津木正紀市民課長。

○宇津木正紀市民課長 私の方からは、蒲生吉夫議員が第4項目で交通安全母の会について3点、それから5項目の市民の個人情報の取り扱いについてということでお答えいたしたいというふうに思います。

まず最初に、長井市交通安全母の会交通遺児募金の給付実績でございますが、この給付につきましては18歳まで給付がございまして、5つの種類から成っております。1つ目は激励見舞金、2つ目が勉学等奨励金、3つ目が入学祝い金、4つ目が卒業祝い金、5番目が高等学校奨

学金というふうな5種類ございまして、年によって差異がございまして、平成21年度は5万5,000円、平成20年度につきましては11万円、19年度は18万5,000円ということで、あと13年度と12年度は15万円と同額でした。一番多かったのは11年度で41万円ということでございました。

それから2番目のご質問の交通安全母の会の活動は、交通安全協会と重複していないかと、交通安全協会と同じではないかというご質問でございしますが、交通安全協会につきましては地域でも交通事故防止活動を担っていただいております。交通安全母の会については、家庭での交通事故防止活動を担っていただいているところでございます。母の会につきましては、交通安全啓発事業として年間25回ほどの活動、それから交通安全大会とか研修会または会議に年間20回の参加などを積極的に交通事故防止活動に活動していただきまして、交通事故防止に大きく貢献しているというふうなことで感謝しているところでございます。

3番目ですが、交通安全母の会の会費の集め方はどういう集め方をしてるのかというご質問でございしますが、隣組長さん、地区長さんをお願いいたしまして集めていただいて市民課の生活環境係の方にお持ちいただいて、そこで領収書を発行しているところでございます。会員の管理については現在そこまで至ってないというふうな認識をしているところでございます。

次の項目ですが、納入額はどのような額になっているかということでありましたが、平成21年度が77万1,600円、20年度が78万500円、19年度が78万8,000円ちょうど、18年度が79万7,100円と少しずつ人口減とともに会費の方も低下ぎみにあるという状況でございます。

それから市民の個人情報の取り扱いということでございしますが、平成15年に開催されました長井市個人情報保護審査会で外郭団体への情報

提供として消防本部、日赤、社協が報告をされているところを確認しているところでございます。現在、例えば社協につきましては、長井市個人情報保護条例第9条第1項第6号に該当しているとの判断で承認しているところでございます。ご指摘の個人情報、大事な情報だということでご指摘のとおりでございます。個人コードとか世帯コードなどを表示しないようなことを申請団体と協議して改善をしてみたいというふうな考えております。どのような形で情報が提供されて、それがどのような形態で納付書となっているかについてのご質問でございしますが、例えば社会福祉協議会であれば、市との委託契約を結んでいまして、それは担当の方が企画調整課になりますが、情報を印字にしまして社協の方に委託された分を企画調整課の方から社会福祉協議会の方に紙でお渡ししているというふうなやり方をしていると聞いております。

私の方から以上でございます。

○町田義昭議長 小泉良一福祉事務所長。

○小泉良一福祉事務所長 蒲生議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。2番の社会福祉協議会の会費と、それから日赤の社費のことでございます。

初めに社会福祉協議会の方でございしますが、私の立場としてはおっしゃるように常務理事というふうなことでございしますので、その立場で社会福祉協議会についてはお答えをさせていただきたいと思っております。

最初に福祉施設の方への会費の納入はあるかというふうなことでございしますが、それにつきましては住所を異動して入所する慈光園、寿泉荘、それからおいたま荘の入所者にはお願いとしては除かれてるようでございます。

それから、この運営費というか事業にどのように入っているかというふうなことでございすけれども、社会福祉協議会は社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的として

+

市町村に設置をされております。だれもが安心して生き生きと暮らせる福祉のまちづくりを進めるために地域の皆さんが主体となって福祉団体、ボランティア、関係機関の協力連携を得ながら福祉活動の企画実施を行う極めて公共性、公益性が高い社会福祉法人でございますが、長井市からの補助金はもちろんでございますが、市民の皆様をお願いをしています会員会費ということで地域福祉を進めております。そういったことで地区長を通して会費のお願いをしているところでございます。

社会福祉協議会の事業というようなことで皆様からお願いしていただいた会費について、どこに充当ということについてはわからないわけでございますけれども、全体に回るわけでございます。地域福祉に関する事業として生活上の困り事相談、ふれあい福祉センターの事業あるいはふれあい福祉まつりの実施、福祉有償運送に関する事業と出前福祉サービス、家族介護交流事業、あるいは生活援助に関する事業としては生活福祉資金の貸し付け、助け合い資金の貸付金、これは日常生活自立支援事業、そういったところで大いに使われておると思います。全体、おおむねちょっと資料がないのでございますが、3億3,000万円くらいの事業の中の1.6%がこの会費で賄われておるといふようなことだと思っております。

次に、日赤の社費のことでございます。最初に内谷市長の名前で依頼が来るといふようなことでございますけれども、日本赤十字社の組織は本社、支部、地区、分区で構成をされていまして、社費は支部単位で収受をしており、山形県支部長が県知事の吉村美栄子、長井市地区長として長井市長が委嘱を受けております。日赤の地区長という立場で市民の皆さんに社費の納入をお願いしておりますけれども、厚生労働省社会援護局から赤十字社員増強運動に対する協力依頼が来ておりました、必要の限度におい

て事業に協力することが認められておりますので、市長の肩書を書かせていただいたところでございます。

また、日本赤十字社は国内外における人道的諸事業を進めるために赤十字社員によって構成されている法人団体でございますけれども、その活動は極めて公共性が高く、赤十字社の災害援助法や有事法制における国、地方公共団体への協力並びにその人道的博愛の精神に基づきまして、各種の活動や事業はその目的において地方公共団体の責務と合致をする、お互いに協力し合うことが行政目的を達成する上で効果的だということ考えているところでございます。そういったことが公的機関、赤十字の方もやりますし、行政の方でも一緒にやって連携をとっていくといふようなことが大事だといふように思っております。

それから日赤社費の方の納入とか、お願いをするところでございますけれども、福祉施設の方、社協の会費と同じように慈光園、寿泉荘、おいたま荘にはお願いをしてないといふふうなことでございます。

私からは以上でございます。

○町田義昭議長 飯澤常雄総務課長。

○飯澤常雄総務課長 蒲生議員のご質問にお答えいたします。

定時補助職員の状況について、現状についてということでございますが、まず初めに職員数、申し上げます。過日8月18日にお示しした職員数、ちょっと改めて点検をさせていただきました。9月1日現在で申し上げます。緊急雇用創出事業関係職員30名でございます。それから、それ以外の一般定補等は59名、特別職も一部入ります。このほかでございますが、日額あるいは時間給の職員、福祉事務所の学童指導員ですとか、勤労青少年ホーム指導員、健康課、休日診療所等勤務の看護師等、これら合わせますと28名ということで総計は117名ということにな

ります。

定時補助職員の賃金の状況でございますが、現在、1日7時間45分勤務、週38時間45分と、それから1日7時間、週35時間勤務と2通りの賃金表を準備しております。最初の方につきましては事務職で申し上げますと月額11万5,000円から12万5,000円、35時間の方は月額10万5,000円から11万5,000円といったところで経験年数等も加味いたしまして設定をさせていただいているところでございます。

非常勤職員は定員外の貴重な戦力となっているということは国、地方を問わず論をまたないところでございます。本市も例外ではなく、一般事務にとどまらず先ほど申し上げたような市行政の多岐にわたって業務等を担っていただいております。市長答弁にもございましたが、臨時職員の賃金を始めとする雇用関係、待遇全般を含めまして今後とも鋭意取り組んでいかなければならないものと考えておるところでございます。私からは以上です。

○町田義昭議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 丁寧に説明いただきましたので、時間がなくなったようですから、1点だけにします。

福祉事務所長にお答えいただいた方がいかな。いわゆる地区長をして会費や寄附を集めるというのはあくまでも地区長の自主的な判断ということになるわけですね、すると。切符は切られてきても会員になるかならないかというのは個人個人の判断でいいわけですからね。地区長会の会長が役員についているから各地区に地区長をして寄附を集めるのは、そんなに悪くはないんだというふうなこともありましたけれども、けれども、それも結構集められない人がいるんですよ。日赤の社費もそうですけども、一般的に個人的にわかるのは弔辞が来るんですよ、亡くなったときに。世帯主であるかないか、あんまり関係なく来るんですよ。なので、

弔辞が来ないと困るんでないかと思って入っている人もいます、結構。

私は、いずれにせよ全部任意の会費ですからというふうに、私ことし隣組長なんです。だから、切符来たまま集められない人というのは当然出てきます。ところが、金集める方ではもう領収書、その金額を書いて私が持っていくのを待ってるんですよ。だけど、もう一遍切り直してもらっています。やっぱりその意味では世帯コードや個人名、世帯主名、個人番号全部書いてあると、市がつくって強制的にこれは税金と同じように取るもんだというような見方というのは私、当然出てくるんだと思うんですね。私にとって、金を集めろっていうふうに言われたときには大変困ります。「自主的に入るか入らないか決めていいから」というふうにして説明しています。けれども、ほかの隣組長さんはしてるかっていうと、「そんなことできない」って言ってました。

その意味では、個人情報というのは地区長のところにまとめて世帯主名で行くわけだから、それが公開されていいのかという問題があります。地区長は、守秘義務はそこまで負わされていないんだと思うんですね。そこの部分からいくと、もともとそういう情報をつくることそのものが、裸で渡すことそのものが私は問題じゃないかというふうに思って今回の質問をしてるんです。検討してなかったらしてなかったでいいです。別の機会にまた質問しますので、そこの部分について裸で持って回るぞと地区長がみんな、隣組長はみんなそれを持って回るぞと、そこについて。15年はよかったかもしれないけど、今どうかということについて。

○町田義昭議長 小泉良一福祉事務所長。

○小泉良一福祉事務所長 お答えをいたします。

もちろん強制ということではないものでございますので、地区長さんあるいは隣組長さんのご判断ということで無理をなさらないようなこ

+

とでお願いをしているところでございます。

また、裸でというふうなことございましたが、納付書の中に記載をさせていただいていることでは地区長さんなり、隣組長さんが配布をしやすいような配慮ということをおっしゃっているところでございますし、組外者っていうのか「ゼロ組」っていうふうに言ってますけども、組外者とか、あるいは特に前年度に申し出のあった方については、これはまたぞろお願いするということにはならないものでございますので、そういったこともこちらの方で配慮をするために管理ということとさせていただいているところでございます。そういったことで、今回記載をさせていただいていますが、市民課長からもございましたように配布するのに不必要な個人コードであるとか、あるいは世帯コードあたりは除いてもよろしいのかなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○町田義昭議長 ここで暫時休憩いたします。再開は2時10分といたします。

午後 2時02分 休憩

午後 2時10分 再開

○町田義昭議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

なお、大沼久議員から早退させてほしい旨の申し出があり、許可いたしましたので、ご報告いたします。

それでは、市政一般に関する質問を続行いたします。

高橋孝夫議員の質問

○町田義昭議長 順位4番、議席番号10番、高橋孝夫議員。

(10番高橋孝夫議員登壇)

○10番 高橋孝夫議員 暑い中、お疲れさまです。しばらくの間、おつき合いをいただきたいと思っております。私は、長井市の行政運営が将来に禍根を残すことがないように願いながら質問を行います。通告しております2点について順次質問申し上げますので、明快な答弁をいただきますようお願いをしておきたいと思っております。

質問の第1は、タスビルの底地を取得することについてです。

9月定例会に議案第55号 普通財産の取得についてが提案されています。内容は、本年7月2日に長井商工会議所会頭から「タス底地の買収について」とする要望書が提出をされたのを受けて、長井市がタスが建っている土地8,171.49平方メートルを市の普通財産として取得するもので、提案理由には、「地域経済の振興に資する長井商工会議所の健全な運営を図ることを目的とする」とされていることはご案内のとおりです。そして当該土地の取得予定価格は2億7,800万円とされていますし、財源として企業立地基金を全額取り崩し、地方交付税と繰越金をもって充てるというものです。建設当初からさまざまな問題が提起をされたタスビルが昭和61年3月に着工し、翌年7月に竣工、そして昭和63年1月に開設し、以降もいろいろ問題や課題を抱え続けてきたことはご案内のとおりですが、開設から23年目に大きな岐路を迎えたのではないかと私は考えています。古くて新しい問題ですが、私は将来に向けてどう判断していくのかが問われているとも感じます。そこで以下、順に質問を申し上げたいと思っております。

第1点目は、この間の経過で県、市と商工会議所の役割と責任を整理することが必要ではないかについて市長に伺います。

昭和63年1月に開設をしたタスは以降、順調